



# 鳥取県公報

平成15年6月30日(月)  
号外第99号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

人委規則	職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(17) (給与課).....	1
------	---	---

## 人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第17号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移

動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目(以下「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
略			略		
喜多原学園	(1) 児童と起居を共にする部長、寮長、主任、児童自立支援専門員及び児童生活支援員	4	喜多原学園	(1) 児童と起居を共にする部長、主任、児童自立支援専門員及び児童生活支援員	4
	(2) 児童と起居を共にしない部長、寮長、主任及び児童生活支援員	3			(2) 児童と起居を共にしない部長、主任及び児童生活支援員
	(3) 次長(児童の生活指導に従事することを主たる職務内容とする者に限る。)				(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員(医療職給料表(3)の適用を受ける者を除く。)
	(4) (1)から(3)までに掲げる職員以外の職員(医療職給料表(3)の適用を受ける者を除く。)	1		略	
略			略		

附 則

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

